



能力評価基準【斜面防災】



CCUS職種コード		0 1 特殊作業員－0 2 コンクリート工、0 6 さく井工、0 8 ボーリング工、0 9 アンカー工、1 1 土工、2 0 斜面防災工 0 2 普通作業員－0 3 深礎工 0 5 法面工－0 1 法面工、0 2 モルタルコンクリート吹付工、0 4 植生工、0 5 ラス張工 3 3 型わく工－0 1 型わく工
能力評価実施団体		(一社) 斜面防災対策技術協会
呼 称		斜面防災技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録斜面防災基幹技能者〔00049〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: 法面工)〔91019〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: さく井工)〔91028〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: アンカー工)〔91033〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: ボーリング工)〔91034〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル 3	就業日数	6 年 (1290日)
	保有資格	●下記資格のうち、いずれかを保有すること ✓地すべり防止工事士〔30061〕 ✓斜面防災主任技能者〔33120〕 ✓1級土木施工管理技士〔30005〕又は2級土木施工管理技士〔30006〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: 法面工)〔92019〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: さく井工)〔92028〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: アンカー工)〔92033〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: ボーリング工)〔92034〕 ●下記資格のうち、いずれかを保有すること ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習〔40010〕 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習〔40029〕 ✓地山の掘削作業主任者 (旧) 技能講習〔40006〕及び土止め支保工作業主任者 (旧) 技能講習〔40007〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長としての就業日数が1年(215日)
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)
	保有資格	●以下11の資格のうち2つ以上 ✓ボーリングマシンの運転の業務に係る特別教育〔50018〕 ✓酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育〔50037〕 ✓電気取扱い業務 (低圧電気取扱業務) に係る特別教育〔50055〕 ✓足場の組立て、解体または変更の作業 (地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く) に係る特別教育〔50052〕 ✓小型車両系建設機械 (整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械) の運転 (機体重量3t未満) の業務に係る特別教育〔50012〕又は、車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用および掘削用) 運転 (機体重量3t以上) 技能講習〔40035〕 ✓不整地運搬車の運転 (最大積載量1t未満) の業務に係る特別教育〔50007〕又は、不整地運搬車運転 (最大積載量1t以上) 技能講習〔40038〕 ✓移動式クレーンの運転 (つり上げ荷重1t未満) の業務に係る特別教育〔50025〕又は、小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重1t以上5t未満) 技能講習〔40031〕 ✓クレーンの運転 (つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ) の業務に係る特別教育〔50024〕 ✓玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン等) 技能講習〔40040〕 ✓ロープ高所作業に係る特別教育〔50053〕 ✓墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業 (ロープ高所作業を除く) に係る特別教育〔50058〕
	レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 []は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。
 ※レベル3の足場の組立て等作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の足場の組立て、解体または変更の作業(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。
 ※レベル3の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。